

援発第四五号

昭和二十九年八月十一日

厚生省 引揚 援護局長

都道府県知事殿

沖縄地域に対し未帰還者留守家族等援護法を適用する場合の
事務取扱について

今般未帰還者留守家族等援護法へ以下「法」ということが硫黄島若しくは伊平屋島
又は北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む）の地域へ以下「沖縄地域」とい
うことに居住する者に対して適用されることとなり、右に関する法施行事務は当局にお
いて取り扱うこととなつたが、これら法施行事務のうちの一部は貴都道府県において
実施せられたいので、左記事項御了知のうえ事務処理上遺憾のないようにせられたい。

記

一 沖縄地域に居住する者から、厚生大臣に対し留守家族手当支給申請書の提出があ

つた場合において、未帰還者の本籍地が貴職の管轄に属している地にあるときは、
当局から留守家族手当支給開始確認書二部を貴職あてに送付するから、当該書類に
記載されている事項及び重複支給の有無等について調査し、所要の事項を附してそ
の一部を当局あて返送するとともに、他の一部を整理保管すること。

二 貴都道府県に居住する者から留守家族手当支給申請書の提出があつた場合におい
て、未帰還者の本籍地が沖繩地域にあるときは、留守家族手当支給開始確認書二部
を当局あてに送付すること。

三 沖繩地域に居住する者に対する留守家族手当の支給を停止した場合において、未
帰還者の本籍地が貴職の管轄に属する地にあるときは、当局から留守家族手当支給
停止書の一部を貴職あてに送付するから、前記一の書類とともに整理保管すること。
また、右の書類の送付を受ける以前において、前記一により整理保管している書類
に関し、留守家族手当の支給を停止すべき事実を発見したときは、理由を附してそ
の旨を当局あてに通知すること。

四 貴都道府県に居住する者に対する留守家族手当の支給を停止した場合において、

四 貴都道府県に居住する者に対する留守家族手当の支給を停止した場合において、未帰還者の本籍地が沖縄地域にあるときは、留守家族手当支給停止書の一部を当局あてに送付すること。

五 沖縄地域に居住して留守家族手当の支給を受けている者が、貴都道府県に居住地を変更したときは、当局から留守家族手当支給申請書へ留守家族手当改定申請書を含み、及び当該申請書の添附書類並びに留守家族手当支給決定書の写及び留守家族手当支給状況明細書の写を責職あてに送付するから、その後の処理は、従来より実施している一般の取扱と全く同様に行うこと。なお、右の場合において、未帰還者の本籍地が沖縄地域及び責職の管轄に属している地以外の地にあるときは、当該留守家族が居住地を変更した旨を、当局から、未帰還者の本籍地を管轄する都道府県知事あてに通知するものであること。

六 貴都道府県に居住して留守家族手当の支給を受けている者が沖縄地域に居住地を変更したときは、前項の書類及び旧未復員者給与法又は旧特別未帰還者給与法の規

突によつて支払つた給与の内訳を明らかにした給与原簿の写を、当局あてに送付する事。

七 沖縄地域に居住する者に対し、旧未復員者給与法又は旧特別未帰還者給与法の規定による未支給の給与を支給した場合において、未支給の給与の支給の原因となつた者の本籍地が貴職の管轄に属している地にあるときは、当局から未支給給与支給決定書を貴職あてに送付するから前記一の書類とともに整理すること。但し、未支給の給与を支給すべきでない事実を発見したときは、理由を附して当該書類を当局あてに返送すること。

八 貴都道府県に居住する者に対し、旧未復員者給与法又は旧特別未帰還者給与法の規定による未支給の給与を支給した場合において、未支給の給与の支給の原因となつた者の本籍地が沖縄地域にあるときは、前項の書類を当局あてに送付すること。

九 貴職の管轄に属する地に本籍地を有する未帰還者に関し、その者の死亡報告書を発給した場合において、死亡者の遺族が沖縄地域に居住するときは、死亡報告書の

送付を、用紙に記す事項を、送付すること。

十 沖縄地域に居住する者で療養を必要とする者を、貴都道府県に所在する指定医療機関に收容して療養の給付を行うこととなつたときは、その者に係る療養給付申請

発給した場合において、死亡者の遺族が沖縄地域に居住するときは、死亡報告書の発給と同時にその旨を当局あてに通知すること。

十 沖縄地域に居住する者で療養を必要とする者を、貴都道府県に所在する指定医療機関に收容して療養の給付を行うこととなつたときは、その者に係る療養給付申請書の写及び右の申請に対する決定の通知書の写を貴職あてに送付するから、当該患者が貴都道府県に到着した以後の取扱は、従来より実施している一般の取扱と全く同様に行ふこと。

十一 その他沖縄地域に本籍地を有する未帰還者及び沖縄地域に居住する者についての法施行事務についての照会等は当局あてに行ねたいこと。